

一般社団法人島本町シルバー人材センター会員証規程

(目的)

第1条 一般社団法人島本町シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員であることを証するため、正会員に対し会員証を交付する。

(様式)

第2条 会員証の様式は、別記様式のとおりとする。

(交付)

第3条 会員証はこれを定期的に交付し、新たに会員となった者に対しては、その都度交付する。

(有効期間)

第4条 会員証の有効期間は、各年度の末日とする。ただし、理事長が必要と認めたときは、その期間を短縮することができる。

(取扱い)

第5条 会員証は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。

2 会員証を紛失し、若しくは著しく損傷したとき、またはその記載事項に変更が生じたときは、直ちにセンターに届け出て再交付を受けることができる。

3 会員証は、退会その他の理由により不要になったときは、直ちにセンターに返還しなければならない。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、会員書の取扱いに関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。